

神戸市告示第214号

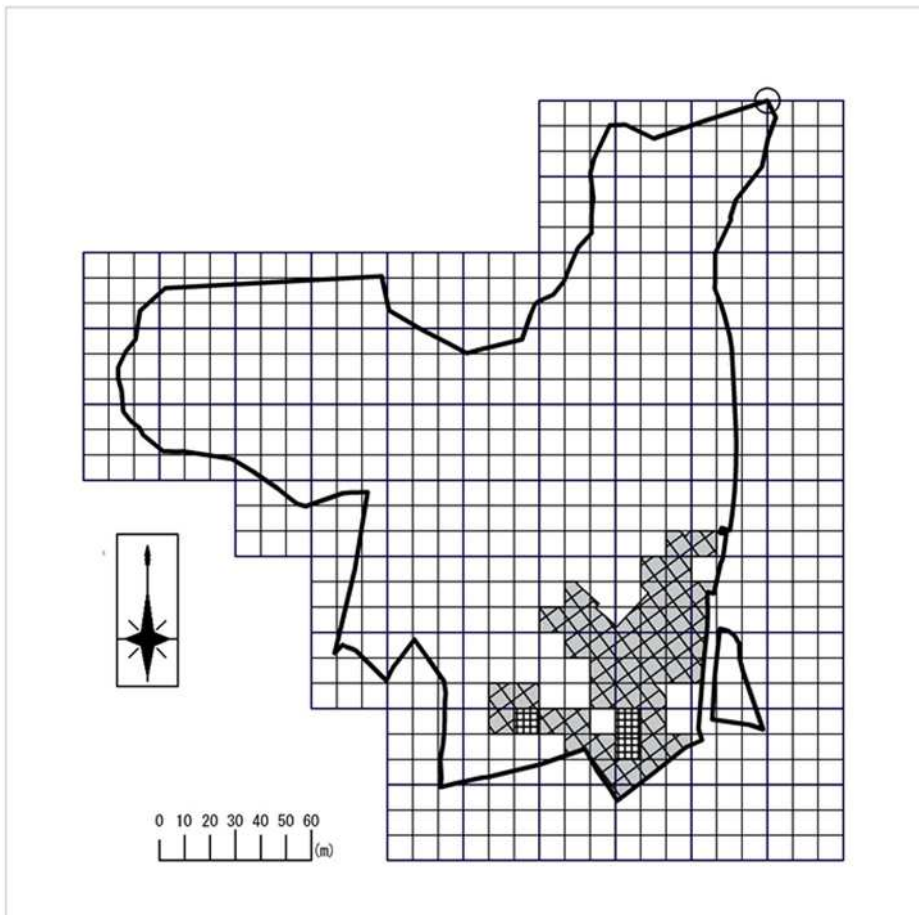
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の一部の指定を次のとおり解除する。

令和6年7月10日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 一部の指定を解除する形質変更時要届出区域
東灘区本山北町4丁目478番、480番、481番の各一部
（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物

別図



<凡例>	
—	:敷地境界
○	:起点
⊠	:形質変更時要届出区域
▣	:指定を解除する 形質変更時要届出区域

<起点>	
起点は、東灘区本山北町4丁目471番の 最北端とする。	
<格子の回転角>	
格子の回転は行わなかった。	